

仕 様 書

1 業務名

令和8年度札幌市子ども・子育てに関する市民アンケート調査回答の集計・分析業務

2 業務期間

契約締結日～令和9年3月31日（水）まで

3 目的

札幌市は、「子どもの権利推進計画」や子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」等を包含する「第5次さっぽろ子ども未来プラン」（以下、「プラン」という。）を令和7年3月に策定した。

当該プランでは、計画全体の成果指標のほか、3つの基本目標ごとに進捗状況を管理・分析するために必要となる成果指標を設定している。

本業務は、プランの進行管理に必要な数値の確認と、子ども・若者・子育て当事者の状況や抱える問題点等を把握し、今後の子ども・若者・子育て施策に活用するために実施するものである。

4 業務の内容

委託者が実施する(3)のwebアンケート調査終了後、回答をCSVデータにより提供する。受託者は提供されたデータをもとに、各設問に係る集計・分析などを行う。なお、複数回答可の設問は同一セル内に全回答データが入力されているため、集計時に留意すること。

業務完了後に委託者が当該入力データを基に、検索・ソートなどの作業を行うので、この作業の支障にならない形式で作成すること。

(1) データ集計・分析

- ア 委託者から提供されたCSVデータを入力し、集計分析を行う。設問毎の単純集計の他、委託者の指示に基づき、必要なクロス集計を行う。
- イ 調査項目の“その他（ ）”や自由記載欄等の記載事項の整理は、記載内容の傾向ごとに原文のまま一覧表（スプレッドシート形式）を作成する。
- ウ 調査項目の“その他（ ）”の記載事項のうち、既存の選択肢に合致する内容については、合致する選択肢の回答とするデータクリーニングを行う。
- エ この他、回答に齟齬がある箇所等について、データクリーニングを行う。

(2) グラフ及び報告書の作成

集計結果をまとめ、表、各種グラフ及び報告書を作成する。

(3) 調査概要

調査の種類	①子育てに関するアンケート調査	②子どもに関する意識調査
対象	市内在住の0歳から18歳の子どもを養育する方	市内在住の小学校4年生～18歳までの方
設問内容	別紙1のとおり	別紙2のとおり
調査方法等	公開調査（webアンケート調査）	
調査期間	令和8年10月1日～同年10月31日 ※回答数により調査期間延長の可能性あり	
回答件数（推計）	約11,000件 【参考：R7年度回答件数】 10,829件	約20,000件 【参考：R7年度回答件数】 19,784件 (内訳) 小4～小6：9,531件 中1～18歳：10,253件

5 提出成果物の作成

本業務に係る各種成果物については、下記の形式で納品すること。

委託者の承認を得るまで校正を受けること。

(1) データ集計・分析関係

名称	納品形式	備考
単純集計表	Googleスプレッドシート	左記データは委託者が指定したGoogleドライブでの受け渡しとする。
クロス集計表		
自由記載欄の一覧表		

(2) 報告書関係

4を取りまとめた報告書を作成すること（報告書の内容は別途協議）。

名称	納品形式	備考
報告書（電子データ）	Googleスライド及びPDF（集計表及び図表についてはGoogleスプレッドシート）	左記データは委託者が指定したGoogleドライブでの受け渡しとする。

6 業務スケジュール

契約締結後、速やかに業務日程表を作成し、札幌市の承諾を得ること。

(1) 集計データ及び分析の一次提出

令和8年12月中旬

(2) 集計データ及び分析の二次提出

令和9年1月下旬

(3) 報告書の提出

令和9年3月上旬

7 契約金額の支払い

契約金額は、当該業務の完了後検査を行い、検査合格後に一括で支払う。

8 権利関係

(1) 本業務における制作物の取扱い

- ア 本業務の履行における作成物の所有権は、全て委託者のものとする。
- イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 知的財産権の使用について

- ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他の知的財産権を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。
- イ 前項アにかかわらず、委託者がその方法を指定した場合は、この限りではない。

9 留意事項

(1) 業務体制等

受託者は、調査データの集計・分析処理について精通した人員を配置し、本業務を達成するために最高の技術を発揮できるよう、必要な人員及び体制を整えなければならない。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）をもって、委託者へ報告すること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、委託者の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる委託者以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、委託者施設内においては、委託業務担当者が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(4) 疑義の解消等

業務の実施に当たって必要な事項のうち、本仕様書で明記の無い点又は疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(5) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全又は曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的又は特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、委託者において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

なお、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部又は全部をホームページに

掲載するため受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(6) 環境への配慮

本業務の履行に当たっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷軽減に努めること。

(7) 法令等の遵守

本仕様書に定める事項のほか、各種関係法令を遵守すること。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定すること。